

写

(別添3)

事務連絡  
平成26年10月31日

都道府県民生主管部(局)  
障害保健福祉主管課(部)  
介護保険主管課(部)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る  
実費弁償方式の確認申請等について

「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」  
(平成26年10月31日付け障企発1031第1号、老介発1031第1号、保国発1031第1号、保高発1031第1号。以下「課長通知」という。)が通知され、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)においては、所轄税務署長に対し、収益事業に係る実費弁償方式の確認申請等を行うこととなりますが、当該確認申請及び確認後の手続に関しましては、国税庁と協議の結果、下記のとおりとすることといたしましたので貴管内の連合会への周知等に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 実費弁償方式の確認申請書の添付資料

実費弁償方式の確認申請は、確認申請書(課長通知の別紙)に課長通知の記の3の(1)から(5)の事項に係る説明資料を添付して行うこととなるが、次の事項については、それぞれ別紙1から別紙3の様式を定めたので活用されたい。

- ・対象事業の概要及び実費弁償方式による事務処理に該当する理由・・・別紙1
- ・剰余処分計画書・・・別紙2
- ・実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書・・・別紙3

2 平成26年度分に係る実費弁償方式の確認申請

課長通知において実費弁償方式の確認は事前に行うこととされているが、平成26

年度分（対象期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間）については、事後でも申請が受け付けられることとなっているので、確認申請書（課長通知の別紙）に次の書類を添付して所轄税務署長へ平成26年12月までに提出すること。

- ① 国民健康保険団体連合会の概要
- ② 対象事業の概要及び実費弁償方式による事務処理に該当する理由（別紙1）
- ③ 平成26年度の収支予算書（予算を補正する場合は、補正後の収支予算書及び平成25年度の剰余処分計画書（別紙2））
- ④ 平成25年度の決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書
- ⑤ 実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書（別紙3）

※ 上記①～⑤の書類の他、所管税務署から関連資料の提示を求められた場合には、適切に対応すること。

(別紙1)

(モデル)

## 国保連合会が行う事業の概要及び 実費弁償方式による事務処理に該当する理由

当国保連合会は、昭和17年4月〇〇〇県(都道府)国民健康保険組合联合会として設立し、その後昭和24年5月国民健康保険法第83条に基づき改組改称された公法人で、〇〇県(都道府)下の〇〇市町村と〇〇業種別の国民健康保険組合(以下「国保保険者」という。)を会員として構成されています。

当国保連合会は、当初は法人税法第2条(定義)で別表第一の公共法人の取扱いを受けていましたが、昭和56年4月1日改正により別表第二の公益法人に指定替えされ、収益事業に関しては法人税が課せられることとなりました。

しかしながら、当国保連合会の事業内容は、被用者保険等の診療報酬審査支払を行っている社会保険診療報酬審査支払基金の事業内容とほとんど同様であり、その事業運営に必要な経費は、国庫補助や地方公共団体(保険者)からの支出金等で賄っています。また、所得税法では非課税団体となっており、極めて公共性の高い公益法人で、本来収益を目的として活動しているものではありません。

よって、当国保連合会は、「国民健康保険団体連合会における経理について(昭和56年8月21日保発第62号通知)」(以下「56年通知」といいます。)に基づき、当該年度に剰余が生じたときはその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除することにより、法人税基本通達15-1-28の実費弁償方式に該当するものと思料しますので、平成〇〇年4月1日以降5年間についてご確認を申請するものです。

なお、当国保連合会が行う収益事業についての概要及び実費弁償方式の事務処理に該当する理由は、次のとおりです。

### 1. 診療報酬審査支払事業等について

- (1) 診療報酬審査支払事業については、県(都道府)下の市町村国保、国保組合に加入している被保険者( )人が保険医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、保険薬局)に受診した場合の診療(調剤)報酬等に関する審査、支払事務等を共同処理しております。

具体的には、各保険医療機関等から毎月国保連合会に提出される診療(調剤)報酬明細書(請求書)等の内容を審査した後、当該保険者等に診療(調剤)報酬等を請求します。保険者等からの入金があり次第、各保険医療機関等にその費用を支払います。

これらの診療報酬審査支払業務に係る費用については、国庫補助と保険者等が支払う手数料にて賄っており、この手数料の単価は、会員である保険者で構成する理事会、総会で承認を受け、設定しています。

これに加え、公費負担医療の審査支払に関する事業についても併せて実施しており、事務処理の方法は、上記の診療報酬審査支払事業と同様です。

## (2) 共同事業等について

上記の診療報酬審査支払事業のほか、以下の事業を行っており、これらに係る事務費については、取扱い件数等をもとに必要な事務経費を負担していただいております。

### ① 第三者行為求償事務

第三者行為【交通事故等】に起因する、国民健康保険、後期高齢者医療の損害賠償金の求償事務を県（都道府）内の保険者から委託を受け、保険会社等に対し、損害賠償の請求、受領等の相談、助言に関する事務を行っております。

### ② 出産育児一時金等の直接支払事業

被用者保険及び国民健康保険保険者から委託を受け、これまで保険者が被保険者の請求により支払う療養費（出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費）を医療機関等から保険者に直接請求することができるようになりました。当国保連合会は、その支払事務を保険者に代わって実施しています。

## 2. 介護保険事業関係業務

介護保険制度は、加齢による病気等で介護や日常生活の支援が必要となった人に対し、その人が持つ心身の能力を活かし自立した日常生活を営めるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うための制度で、平成12年4月からそのサービス等が行われることになりました。

介護や日常生活の支援が必要な人（要介護認定等を受けた人）は、心身の状況や生活環境に応じて自ら選択したサービスを、多様な事業者や施設（以下「介護サービス事業所等」という。）から総合的・効率的に受けます。

当国保連合会は、県（都道府）内の市町村から委託を受けて、介護給付費等の請求に関する審査及び支払を行います。具体的には、介護サービス事業所等からの介護給付費等の請求を受付けて、提出される給付管理票及び請求明細を照合し、上限審査等を行い介護サービス事業所等に介護給付費を支払います。また、利用者等か

らの介護サービスの利用に対する不満や苦情・相談に対応し、苦情申立書の提出により調査を行い、事業者等に対しサービスの改善に対する指導・助言を行っています。

### 3. 障害者総合支援法関係業務

平成15年4月から障害者に対する支援費制度がはじまり、従来の措置制度から大きく転換しましたが、支援費制度は制度上多くの問題があることから、「障害者自立支援法」が成立し、平成18年10月1日より障害者福祉サービスの新しい体系として全面施行されました。その後、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

当国保連合会は、県（都道府）内の市町村から委託を受け、介護給付費等の支払い業務を行っています。

### 4. 特定健康診査・特定保健指導等事業

医療保険者（国民健康保険等）が年に1回実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を「特定健康診査」といいます。（以下「特定健診」といいます。）

また、その結果、生活習慣病の発生のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に、生活習慣を見直すサポート（支援）をすることを「特定保健指導」といいます。

当国保連合会は、県（都道府）内の市町村等から委託を受け、特定健診実施機関からの特定健診・特定保健指導に係る費用の請求についての審査支払を行っています。

### 5. 後期高齢者医療事業関係業務

平成20年3月31日をもって老人保健制度は廃止され、新たに4月1日から後期高齢者医療制度が施行されました。これにより75歳以上の方、65歳以上で一定の障害の状態にある方は原則として加入している国民健康保険又は被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者（                      人）となります。

当国保連合会は、国民健康保険と同様、後期高齢者の診療報酬審査支払事務についても、〇〇県（都道府）後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）

より委託を受け、行っています。そのほか、広域連合から委託を受け、システムの運用や事務処理についても支援しています。

以上、当国保連合会が行う各事業に係る事務費については、委託者である市町村、広域連合等から取扱い件数等をもとに必要経費を負担していただいておりますが、いずれも56年通知により当該年度に剰余が生じたときはその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除することにより、収益事業に関する法人税基本通達15-1-28（実費弁償による事務処理の受託等）に該当しております。

なお、上記の該当事業については、今後も同通達に基づき5年に1度の確認はもとより、確認を受けた事業年度の決算について総会の承認を受けた後において、速やかに、承認を受けた決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、剰余処分計画書）、事業報告書等を提出いたします。

また、実費弁償方式確認の依頼期間（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの5年間）に、実費弁償方式とはいえない状態になった場合は、法人税確定申告の手続きを行います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇税務署長 殿

〇〇〇国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇〇 〇〇〇

印

(別紙2)

## 平成〇〇年度の剰余処分計画書

下記の各特別会計における剰余金については、翌年度の各々の会計の手数料収入に繰り入れ、その額の相当額を保険者等から徴収する手数料の額から控除するものとする。(別紙2別添を参照。)

### 記

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 1. 診療報酬審査支払特別会計         | 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2. 介護保険事業関係業務特別会計       | 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 3. 障害者総合支援法関係業務等特別会計    | 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4. 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 | 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 5. 後期高齢者医療事業関係業務特別会計    | 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円 |

上記事項については、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、承認されたことを報告します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇〇 〇〇〇

印

(別紙2別添)

## 平成〇〇年度の剰余処分計画書に基づく手数料の減額について

以下のとおり、各会計における手数料を剰余処分計画書に基づき、減額します。

### 1. 診療報酬審査支払特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年度剰余額 ÷ 平成〇〇年度診療報酬等請求件数 = 1件あたり剰余額 (a)  
<保険者別手数料減額内訳一覧>

保険者名	平成〇〇年度診療報酬等請求件数 (b)	減額額 <a×b>

### 2. 介護保険事業関係業務特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年度剰余額 ÷ 平成〇〇年度介護給付費等請求件数 = 1件あたり剰余額 (a)  
<保険者別手数料減額内訳一覧>

保険者名	平成〇〇年度介護給付費等請求件数 (b)	減額額 <a×b>

### 3. 障害者総合支援法関係業務等特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年度剰余額 ÷ 平成〇〇年度介護給付費等請求件数 = 1件あたり剰余額 (a)  
<保険者別手数料減額内訳一覧>

保険者名	平成〇〇年度介護給付費等請求件数 (b)	減額額 <a×b>

### 4. 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年度剰余額 ÷ 平成〇〇年度特定健診等実施件数 = 1件あたり剰余額 (a)  
<保険者別手数料減額内訳一覧>

保険者名	平成〇〇年度特定健診等実施件数 (b)	減額額 <a×b>

### 5. 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 剰余金 〇〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年度剰余額 ÷ 平成〇〇年度診療報酬等請求件数 = 1件あたり剰余額 (a)  
<保険者別手数料減額内訳一覧>

保険者名	平成〇〇年度診療報酬等請求件数 (b)	減額額 <a×b>

(別紙3)

実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書  
平成〇〇年度 収支 ( 予算書・計算書 )

1 ( 総括表 ・〇〇〇〇特別会計 )

I 事業活動収支の部

(単位：円)

	金額
事業活動収入計	
事業活動支出計	
事業活動収支差額	0

II 投資活動収支の部

投資活動収入計	
投資活動支出計	
投資活動収支差額	0

III 財務活動収支の部

財務活動収入計	0
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0

IV 予備費支出

予備費支出	0
-------	---

当期収支差額 (A)	0
------------	---

2 実費弁償方式の判定のための調整

(単位：円)

内 容	金 額
調整 1 (収入から除くもの)	
① 国庫補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの	
② 都道府県補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの	
③ 他会計からの繰入金収入	
④ 投資活動収入のうち、減価償却引当資産取崩収入	
⑤ 財務活動収入	
収入から除くもの 計 (B)	0
調整 2 (支出から除くもの)	
① 事業活動支出のうち、交際費	
② 事業活動支出のうち、他会計への繰入金支出	
③ 固定資産取得支出のうち、減価償却資産取得支出	
④ 投資有価証券取得支出	
⑤ 財務活動支出	
⑥ 財政調整基金積立資産取得支出、減価償却引当資産取得支出、電算処理システム導入作業経費積立資産取得支出のうち、当期積立上限額を超えている額	
支出から除くもの 計 (C)	0
調整 3 (収入に加えるもの) ※総括表のみ記入	
① 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、収益事業の特別会計に係るもの	
収入に加えるもの 計 (D)	0
調整 4 (支出に加えるもの その1)	
① 投資有価証券取得価格 (当期に売却収入がある場合のみ)	
② 固定資産売却・除却損 (正味財産増減計算書から転記)	
支出に加えるもの その1 計 (E)	0
調整 5 (支出に加えるもの その2) ※総括表のみ記入	
① 一般会計に計上されている共通経費のうち、収益事業の特別会計に係るもの	
② 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取得支出のうち、収益事業の特別会計に係るもの	
支出に加えるもの その2 計 (F)	0
調整後の当期収支差額 (A - B + C + D - E - F)	0

(別紙3附表1)

共通経費積算内訳表

(金額:円)

	共通経費の 配分方法	一般会計に計上 されている 共通経費(A)	収益事業の特別会計 に係るもの(B)
地代			
家賃			
建物減価償却費			
建物保険料			
管理費			
福利厚生費			
消耗品費			
給料			
賞与			
賃金			
退職金			
役員報酬			
備品減価償却費			
コンピュータ、事務機器等の リース代			
合計		0	0

※1 一般会計と特別会計の配分については、次の例により算出してください。

(例)

家賃(建物面積比).....20,000円

福利厚生費(職員数比).....10,000円

備品減価償却費(使用割合)・・5,000円

一般会計:特別会計 = 4:6の場合、8,000円と12,000円に配分

一般会計:特別会計 = 2:8の場合、2,000円と8,000円に配分

一般会計:特別会計 = 5:5の場合、2,500円と2,500円に配分

※2 共通経費の配分方法は、例示の配分基準に沿って行ってください。

【例示】

配分基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料、管理費等
職員数比	福利厚生費、事務費消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、役員報酬
使用割合	備品減価償却費、コンピュータ、事務機器等のリース代

※3 退職金については、一般会計だけでなく、退職金特別会計に計上されている額も加えて記入してください。

(別紙3 附表2)

積立資産取崩収入・取得支出 算出資料

1. 財政調整基金積立資産

(単位：円)

特別会計名称	当期手数料 総額見込額 (a)	a×10% (積立上限額) (b)	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (c)	当期末 積立残高
(1) 診療報酬審査支払特別会計						
(2) 介護保険事業関係業務特別会計						
(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計						
(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計						
(5) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計						
合 計						

2. 退職給付引当資産

※一般会計又は退職金特別会計への積立状況

特別会計名称	翌年度以降5年以内に退職が 見込まれる者に対する 退職金要支給額 (a)	a ÷ 5 (積立上限額) (b)	※一般会計又は退職金特別会計への積立状況			
			前期末 積立残高	当期積立 取崩額	当期積立額 (退職金特別 会計への繰入 金支出) (c)	当期末 積立残高
(1) 診療報酬審査支払特別会計						
(2) 介護保険事業関係業務 特別会計						
(3) 障害者総合支援法関係業務等 特別会計						
(4) 特定健康診査・特定保健指導 等事業特別会計						
(5) 後期高齢者医療事業関係業務 特別会計						
合 計						

3. 減価償却引当資産

(1) 診療報酬審査支払特別会計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

(2) 介護保険事業関係業務特別会計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

(5) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

(6) 合計額 ※上記3.(1)～(5)の合計

① 減価償却費 (積立上限額)  (a)	② 減価償却引当資産				③ 電算処理システム (固定資産)	④ 電算処理システムに係る 減価償却引当資産		⑤ 特例 積立上限額 <a+e>
	前期末 積立残高	当期積立 取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出) (b)	当期末 積立残高	前期末 減価償却累計額 (c)	前期末 積立残高 (d)	差額 <c-d> (e)	(f)

※③～⑤は、「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に該当する場合のみ記入

4. 電算処理システム導入作業経費積立資産

(1) 診療報酬審査支払特別会計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
合 計			—				

(2) 介護保険事業関係業務特別会計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
合 計			—				

(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
合 計			—				

(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
合 計			—				

(5) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
合 計			—				

(6) 合計額 ※上記4.(1)～(5)の合計

固定資産 (貸借対照表科目名)	現行 機器更改年度	現行機器に要した 電算処理システム導入作業経費 (a)	次回 機器更改年度	前期末 積立残高	当期 積立取崩額 (取崩収入)	当期積立額 (取得支出)	当期末 積立残高 (b)
—	—		—				

## 実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書 記入要領

### I 実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書作成の趣旨

実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書（以下「本明細書」といいます。）は、国保連合会が作成した収支予算書又は収支計算書の金額を基に、実費弁償方式判定に必要な加算・減算を行うものです。

### II 記入における留意事項

収支予算書、あるいは、収支計算書のどちらを基に本明細書を作成したか、わかるよう、標題「実費弁償方式判定のための収入・支出の算定額の明細書」の下にある、「予算書」・「計算書」どちらかに「○」を付けてください。

また、本明細書は、収益事業の特別会計毎（注）に作成するとともに、各特別会計の金額を集計した総括表を作成してください。（「総括表」「○○○○特別会計」どちらかに「○」を付けてください。）

（注）収益事業の特別会計とは、特定の手数料等（負担金、委託金、分担金を含む。）を徴収する事業で、次の特別会計をいいます。

- ・診療報酬審査支払特別会計
- ・介護保険事業関係業務特別会計
- ・障害者総合支援法関係業務特別会計
- ・特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
- ・後期高齢者医療事業関係業務特別会計

#### 1 事業活動収支の部～予備費支出の欄について

1枚目の「I 事業活動収支の部」から「IV 予備費支出」の欄には、国保連合会が作成した収支予算書又は収支計算書の金額をそのまま転記してください。

#### 2 実費弁償方式判定のための調整欄

##### (1) 調整1（収入から除くもの）欄について

- ① 国庫補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの  
補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける又は交付を受けた金額を記入しますが、補助金交付申請書又は補助金実績報告書に記載した金額を記入してください。
- ② 都道府県補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受けたもの  
上記①と同様です。
- ③ 他会計からの繰入金収入  
事業活動収入のうち、他会計から繰入した全額を記入してください。
- ④ 投資活動収入のうち、減価償却引当資産取崩収入  
投資活動収入のうち、減価償却引当資産取崩収入額を記入してください。

- ⑤ 財務活動収入  
財務活動収入全額を記入してください。
- (2) 調整2 (支出から除くもの) 欄について
- ① 事業活動支出のうち、交際費等  
使用している科目名の如何に関わらず、実際の交際費等を集計し記入してください。  
税務上の交際費等とは、交際費、接待費、機密費などの費用で、法人がその取引先等、事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものです。ただし、1人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等から除かれます。  
また、「飲食費」とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出されるものは除かれます。)をいいます。  
なお、詳細については、顧問税理士等にご照会ください。
- ② 事業活動支出のうち、他会計への繰入金支出  
事業活動支出のうち、他会計へ繰入した全額を記入してください。
- ③ 固定資産取得支出のうち、減価償却資産取得支出  
投資活動支出のうち、減価償却の対象となる資産を購入した年度で費用処理している場合、その費用額を記入してください。
- ④ 投資有価証券取得支出  
投資活動支出のうち、投資有価証券取得支出を記入してください。
- ⑤ 財務活動支出  
財務活動支出全額を記入してください。
- ⑥ 財政調整基金積立資産取得支出、減価償却引当資産取得支出、電算処理システム導入作業経費積立資産取得支出のうち、当期の積立上限額を超えている額  
各積立資産の当期の積立上限額は、別添「積立資産取崩収入・取得支出 算出資料」により求められますが、その上限額を超えて積み立てた場合には、その超えた額を記入してください。
- (3) 調整3 (収入に加えるもの) 欄について
- ① 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、収益事業の特別会計に係るもの  
一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取崩収入のうち、収益事業の特別会計に係るものを記入してください。
- (4) 調整4 (支出に加えるもの その1) 欄について
- ① 投資有価証券取得価格 (当期に売却収入がある場合のみ)  
当期に投資有価証券売却収入がある場合には、当該投資有価証券の取得価格を記入してください。
- ② 固定資産売却・除却損 (正味財産増減計算書から転記)  
固定資産を売却又は除却した際に、「売却損」又は「除却損」となる場合には、正味財産増減計算書から転記してください。

(5) 調整5 (支出に加えるもの その2) 欄について

- ① 一般会計に計上されている共通経費のうち、収益事業の特別会計に係るもの  
別紙3附表1「共通経費積算内訳表」(B)の合計額を記入してください。  
なお、「退職金」については、一般会計だけでなく、退職金特別会計に計上されている額も加えて記入してください。
  
- ② 一般会計又は退職金特別会計に計上されている退職給付引当資産取得支出のうち、収益事業の特別会計に係るもの  
翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に対する退職金の支出に充てるための準備金のうち、収益事業の特別会計分として、当該年度において費用計上する金額を記入してください。  
なお、費用計上できる金額は、翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に対する退職金の5分の1の金額が上限となります。

※上限額を越えて積み立てている場合であっても、本明細書には上限額のみを記入してください。

## 積立資産取崩収入・取得支出 算出資料 記入要領

「(別紙3 附表2) 積立資産取崩収入・取得支出 算出資料」は、「56年通知」において経費として認められている4つの積立資産(財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産)の積立が、規定されている上限額以内で適切に行われていることを証明するための資料です。

### 1 財政調整基金積立資産

財政調整基金積立資産は、洗い替え方式による会計処理を行います。

各会計ごとに、前期末積立残高は全て取崩し、収支予算書又は収支計算書の「財政調整基金積立資産取崩収入」に計上するとともに、当期積立上限額を「財政調整基金積立資産取得支出」に計上することになります。

- ①  $a \times 10\%$  (b) : 当期手数料(年額)  $\times 10\%$  の額を記入してください。  
なお、この額は「当期積立額(c)」の上限額となります。
- ② 前期末積立残高 : 前期貸借対照表の「財政調整基金積立資産」の額  
(予算提出時は見込額) を記入してください。
- ③ 当期積立取崩額 : 当期収支予算書又は収支計算書の「財政調整基金積立資産取崩収入」の額を記入してください。
- ④ 当期積立額 (c) : 当期収支予算書又は収支計算書の「財政調整基金積立資産取得支出」の額を記入してください。  
なお、(b)の積立上限額を超えた額を積み立てた場合には、別紙3の「実費弁償方式判定のための調整」調整2の⑥により支出から除く調整が必要になります。
- ⑤ 当期末積立残高 : 当期貸借対照表の「財政調整基金積立資産」の額(予算提出時は見込額) を記入してください。

### 2 退職給付引当資産

退職金特別会計(設けていない場合は一般会計)の計上額、各特別会計から退職金特別会計(設けていない場合は一般会計)へ繰り出している額を記載します。

※想定外の退職者への退職金は、想定していた退職予定者の為に積み立てていた退職給付引当資産を取崩し、支払うことができます。

また、想定外の退職者が生じたことにより退職給付引当資産を取り崩した場合は、その減少額分を、通常積立上限額として定められている「翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に対する退職金要支給額の5分の1に相当する額」に加えて積み立てることができます。

なお、その額は、共に「退職給付引当資産取得支出」に計上されます。

ただし、本算出資料中の「当期積立額(退職金特別会計への繰入金支出)」欄に記入する金額については、想定外の退職者の為に減少した分を補填するために積み立てた額を控除して記入する必要があります。「当期積立額(退職金特別会計への繰入金支出)」が積立上限額以内であることを証明するため。

- ①a ÷ 5 ( b ) : 翌年度以降 5 年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の 5 分の 1 に相当する額を記入してください。なお、この額が当期積立額 (c) の上限額となります。
- ②前期末積立残高 : 退職金特別会計 (又は一般会計) の前期貸借対照表の「退職給付引当資産」の額 (予算提出時は見込額) を記入してください。
- ③当期積立取崩額 : 退職金特別会計 (又は一般会計) の当期収支予算書又は収支計算書の「退職給付引当資産取崩収入」に含まれる各特別会計分を記入してください。
- ④当期積立額 (c) : 各特別会計の当期収支予算書又は収支計算書の「退職金特別会計への繰入金支出 (又は「一般会計への繰入金支出」)」を記入してください。  
ただし、「退職金特別会計への繰入金支出」の額に、想定外の退職者への退職金支給に伴う退職給付引当資産減少額の補填に要する積立額が含まれている場合には、その額を控除して記入してください。  
なお、(b) の積立上限額を超えて積み立てた場合には、別紙 3 の「実費弁償方式判定のための調整」調整 5 の②の額から除く調整が必要になります。
- ⑤当期末積立残高 : 当期貸借対照表の「退職給付引当資産」の額 (予算提出時は見込額) を記入してください。

### 3 減価償却引当資産

減価償却引当資産は、当該年度末に保有する建物や電算処理システム等の固定資産 (減価償却費の対象となる物品) について、定額法又は定率法 (旧定率法を含む。) により算出した当該年度の減価償却費相当額を上限に積み立てることができます。

#### ※電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例

当期末保有電算処理システムについて、財源不足等の理由により過年度に積立上限額まで積み立てられない年度があった場合には、その不足額を当年度に積み立てることができます。

#### ①減価償却費

- ・減価償却費 (a) : 当期正味財産増減計算書の「減価償却費」の額 (予算提出時は見込額) を記入してください。なお、この額は、「当期積立額 (b)」の上限額 (上記特例を考慮する前の上限額) となります。

#### ②減価償却引当資産

- ア) 前期末積立残高 : 前期貸借対照表の「減価償却引当資産」の額 (予算提出時は見込額) を記入してください。
- イ) 当期積立取崩額 : 当期収支予算書又は収支計算書の「減価償却引当資産取崩収入」の額を記入してください。
- ウ) 当期積立額 (b) : 当期収支予算書又は収支計算書の「減価償却引当資産取得支出」の額を記入してください。  
なお、積立上限額 (a) を超えた場合、又は、上記「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に基づき特例積立上限額 (d) を超えて積み立てた場合には、別紙 3 の「実費弁償方式判定のための調整」調整 2 の⑥により支出から除く調整が必要になります。
- エ) 当期末積立残高 : 当期貸借対照表の「減価償却引当資産」の額 (予算提出時は見込額) を記入してください。

### ③電算処理システム（固定資産）

※上記「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に基づき、積立上限額である「減価償却費(a)」を超えて積み立てる場合には、必ず記入してください。

- ・前期末減価償却累計額(c)：当期末に保有する電算処理システムの前期末時点の減価償却累計額を記入してください。

### ④電算処理システムに係る減価償却引当資産

※上記「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に基づき、積立上限額である「減価償却費(a)」を超えて積み立てる場合には、必ず記入してください。

ア) 前期末積立残高(d)：電算処理システムに係る減価償却引当資産の前期末時点の積立残高を記入してください。

イ) 差額(e)：③の前期末減価償却累計額(c)から、前期末積立残高(d)を差し引いた額を記入してください。

### ⑤特例積立上限額

※上記「電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例」に基づき、積立上限額である「減価償却費(a)」を超えて積み立てる場合には、必ず記入してください。

- ・特例積立上限額(f)：①の減価償却費(a)に④の差額(e)を加えた額を記入してください。

## 4 電算処理システム導入作業経費積立資産

電算処理システム導入作業経費積立資産の保有期間は、次のシステムの更改年度までとなります。よって、次のシステムの更改において積立資産に残が生じた場合には、その全額を「電算処理システム導入作業経費積立資産取崩収入」として取り崩してください。

- ①固定資産：電算処理システム導入作業経費が生じた固定資産の種類（貸借対照表科目）を記入してください。
- ②現行機器に要した電算処理システム導入作業経費(a)：  
現行機器更改に要した電算処理システム導入作業経費を記入してください。  
なお、この額は、当期末積立残高(b)の積立上限額となります。
- ③前期末積立残高：前期貸借対照表の「電算処理システム導入作業経費積立資産」の額（予算提出時は見込額）を記入してください。
- ④当期積立取崩額：当期収支予算書又は収支計算書の「電算処理システム導入作業経費積立資産取崩収入」の額を記入してください。
- ⑤当期積立額：当期収支予算書又は収支計算書の「電算処理システム導入作業経費積立資産取得支出」の額を記入してください。
- ⑥当期末積立残高(b)：当期貸借対照表の「電算処理システム導入作業経費積立資産」の額（予算提出時は見込額）を記入してください。  
なお、積立上限額である「現行機器に要した電算処理システム導入作業経費(a)」を超えた額を積み立てた場合には、別紙3の「実費弁償方式判定のための調整」調整2の⑥により支出から除く調整が必要となります。